

可児市工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、可児市（可児市水道事業を含む。以下同じ。）と工事請負契約を締結している建設業者が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年国総建第197号、国総建整第154号通知）を利用する場合において、可児市が工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定に基づく債権譲渡の承諾をするために必要な事項を定めるものとする。

(対象業者)

第2条 この要綱の対象となる建設業者は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（以下「請負者」という。）とする。

(対象工事)

第3条 債権譲渡を承諾する工事は、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 次の工事を除く債務負担行為、歳出予算の繰越等により工期が複数年度に亘る工事
ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
イ 前年度から繰越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
ウ 債務負担行為に係る工事又は承認を経て繰越される工事であって、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満である工事。
- (2) 可児市が役務的保証を必要とする工事
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (4) その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡債権の範囲)

第5条 譲渡を承諾する工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する可児市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第54条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等

の可児市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は変更後のものとする。この場合において、請負者は、遅滞なく、債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 債権譲渡の承諾の申請をしようとする請負者は、次の各書類を、市長（当該工事の担当課を窓口とする。以下同じ。）へ提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書（別記様式第1号）
- (2) 締結済みの債権譲渡契約証書の写し（別記様式第2号）
- (3) 工事履行報告書（別記様式第3号）
- (4) 発行日から3箇月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書
- (5) 保証委託契約約款等において、債権譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書

- 2 前項の申請を行うときは、次の各号の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 債権譲渡を行う工事の出来高が2分の1以上に到達していること。
- (2) 債権譲渡の目的が、第1条に規定する通知による融資を受けるためのものであること。
- (3) 当該債権が第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。

(債権譲渡の承諾又は不承諾)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、次の事項を確認し、申請を受理した日から7日以内（以下「交付期限」という。）に債権譲渡の承諾又は不承諾を決定し、確定日付を付した債権譲渡承諾書（別記様式第4号）又は不承諾理由を記した書類を申請者に2通交付する。

- (1) 申請された工事が第3条に規定された工事であること。
- (2) 債権譲渡先が第4条に規定された者であること。
- (3) 債権譲渡額が第5条に規定された額であること。
- (4) 前条第1項に規定された書類が提出されており、かつ、記載事項等に不備がないこと。
- (5) 前条第2項に掲げた要件を満たしていること。

- 2 前項の規定により、債権譲渡の承諾を決定したときは、債権譲渡整理簿（別記様式第5号）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を整理するものとする。

(支払計画等の提出)

第8条 請負者は、債権譲渡先から融資を受ける際には、当該工事に関する融資申請時までの下請負人及び資材等購入先への代金の支払い状況及び当該借入金の下請負人及び資材等購入先への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先は内容を確認するものとする。

(融資の実行報告)

第9条 請負者及び債権譲渡先は、第7条第1項の承諾を受け、金銭消費貸借契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて市長に融資実行報告書（別記様式第6号）

を提出するものとする。

(被担保債権)

第10条 譲渡債権は、債権譲渡先の請負者に対する当該工事に係る貸付金の債権を担保するものであって、債権譲渡先が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

2 前項の規定にかかわらず、債権譲渡先の融資と併せて金融機関が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）の金融保証を受け請負者に対して融資を行う場合は、当該保証事業会社の金融保証に係る求償債権を含むものとする。

(債権譲渡額の請求)

第11条 債権譲渡先は、確定した工事請負代金債権の請求にあたっては、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（別記様式第7号）
 - (2) 債権譲渡承諾書の写し
 - (3) 発行日から3箇月以内の請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書（請求書の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に市長に提出されているときを除く。）
- 2 債権譲渡が行われた場合には、請負者及び債権譲渡先は前払金、中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。